２０２７年ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権規定（案）

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会（以下「ＪＭＲＣ中部」という）は２０２７年ＪＭＲＣ中部ジムカーナ競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉を称えるため、ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権規定を制定する。

第１条 種別および区分

１．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権（ＪＡＦ中部ジムカーナ選手権とＷタイトルとする）

２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権

第２条 格 式

１．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権

１）準国内競技または国内競技とし中部地区の上級者を対象とした選手権とする。

２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権

１）クローズド競技、地方競技または準国内競技とし、初中級者を対象とした選手権とする。

クローズド競技の場合はＪＭＲＣ中部の指導に従った開催内容とすること。

第３条 競技会の数

各シリーズの最大開催数を１０大会とする。

各シリーズ１オーガナイザー１開催を原則とするが、JMRC 中部ジムカー

２０２６年ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権規定

第１章 総 則

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会（以下「ＪＭＲＣ中部」という）は２０２６年ＪＭＲＣ中部ジムカーナ競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉を称えるため、ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権規定を制定する。

第１条 種別および区分

１．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権（ＪＡＦ中部ジムカーナ選手権とＷタイトルとする）

２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権

１）ＪＭＲＣ中部ジムカーナ東海シリーズ

２）ＪＭＲＣ中部ジムカーナ北陸シリーズ

第２条 格 式

１．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権

１）準国内競技または国内競技とし中部地区の上級者を対象とした選手権とする。

２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権

１）クローズド競技、地方競技または準国内競技とし、初中級者を対象とした選手権とする。

クローズド競技の場合はＪＭＲＣ中部の指導に従った開催内容とすること。

第３条 競技会の数

各シリーズの最大開催数を１０大会とする。

各シリーズ１オーガナイザー１開催を原則とするが、ジムカーナ部会が認

ナ部会（以下、部会という）が認めた場合、その限りではない。

第４条 オーガナイザー

ＪＭＲＣ中部登録の公認クラブ，加盟クラブまたは加盟団体が組織できる。

第５条 申請資格

１．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権

主催クラブはＪＡＦ規定に準ずる開催実績を充分に積んでいること。

２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権

主催クラブは部会が認める開催実績を積んでいること。

第６条 登録申請

ＪＭＲＣ中部の定めた所定の方法で申請すること。

第７条 開催日程

１．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権

当該年３月第１日曜日～１０月第１日曜日

２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権

当該年２月１日～１０月末日までの日曜日とする。

※部会が認めた場合は、上記以外の開催日を認める場合がある。

第８条 選手権の認定

当該選手権競技会として認定を受けるオーガナイザーは、選手権競技会に関する諸規則を遵守しなければならない。競技会終了後、選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断した場合は、当該選手権のタイトルを取り消す場合がある。

めた場合は、複数開催を認める。

ジムカーナ選手権とミドルシリーズを共催する場合は、各ミドルシリーズで１回までとする。

第４条 オーガナイザー

ＪＭＲＣ中部登録の公認クラブ，加盟クラブまたは加盟団体が組織できる。

第５条 申請資格

１．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権

主催クラブはＪＡＦ規定に準ずる開催実績を充分つんでいること。

２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権

主催クラブはジムカーナ部会が認める開催実績をつんでいること。

第６条 登録申請

ＪＭＲＣ中部の定めた所定の方法で申請すること。

第７条 開催日程

１．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権

当該年３月第１日曜日～１０月第１日曜日

２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権

当該年２月１日～１０月末日までの日曜日とする。

※ジムカーナ部会が認めた場合は、上記以外の開催日を認める場合がある。

第８条 選手権の認定

当該選手権競技会として認定を受けるオーガナイザーは、選手権競技会に関する諸規則を遵守しなければならない。競技会終了後、選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断した場合は、当該選手権のタイトルを取り消す場合がある。

次年地方選手権競技会の主催を申請予定のオーガナイザーは、ＪＡＦカレンダー調整会までに「次年ＪＡＦ中部ジムカーナ選手権の部門とクラス区分について」の同意書を部会に提出すること。

第９条 参加車両

１．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権

当該年ＪＡＦ日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定およびＪＡＦ国内競技車両規則、ＪＭＲＣ中部の指導に従った車両とする。

２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権

当該年ＪＡＦ日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定およびＪＡＦ国内競技車両規則、ＪＭＲＣ中部の指導に従った車両とする。

第１０条 クラス区分

１．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権

１）ＪＭＲＣ中部タイトル認定競技クラス・認定シリーズクラス（１０クラス）

ＡＴ：オートマチック限定免許で運転できるP/PN車両

ＰＮ１クラス（ＰＮ１）：１５００ｃｃ未満で前輪駆動のＰＮ車両（ＦＩＡ/ＪＡＦ公認発行年またはＪＡＦ登録年が２０１８年１月１日以降の車両）

ＰＮ２クラス（ＰＮ２）：１５００ｃｃ未満で後輪駆動のＰＮ車両（ＦＩＡ／ＪＡＦ公認発行年またはＪＡＦ登録年が２０１１年１月１日以降の車両）

ＰＮ３クラス（ＰＮ３）：１５００ｃｃ以上２０００ｃｃ未満の２輪駆動（ＦＦ／ＦＲ）のＰＮ車両（ＦＩＡ／ＪＡＦ公認発行年またはＪＡＦ登録年が２０１１年１月１日以降の車両）

ＰＮ４クラス（ＰＮ４）：２０００ｃｃ以上の２輪駆動（ＦＦ／ＦＲ）のＰＮ車両（ＦＩＡ／ＪＡＦ公認発行年またはＪＡＦ登録年が２０１１年１月１日以降の車両）

次年地方選手権競技会の主催を申請予定のオーガナイザーは、ＪＡＦカレンダー調整会までに「次年ＪＡＦ中部ジムカーナ選手権の部門とクラス区分について」の同意書を部会に提出すること。

第９条 参加車両

１．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権

当該年ＪＡＦ日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定およびＪＭＲＣ中部の指導に従った車両とする。

２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権

当該年ＪＡＦ国内競技車両規則およびＪＭＲＣ中部の指導に従った車両とする。

第１０条 クラス区分

１．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権

１）ＪＭＲＣ中部タイトル認定競技クラス・認定シリーズクラス(11 クラス)

ＡＴ：オートマチック限定免許で運転できるＰ/ＰＮ/ＡＥ/Ｂ車両＊2

ＰＮ１：気筒容積 1500 cc未満の前輪駆動のＰＮ車両(ＦＩＡ/ＪＡＦ公認発行年

またはＪＡＦ登録年が 2018 年１月１日以降の車両)＊2

ＰＮ２：気筒容積 1600 cc以下の２輪駆動（ＦＦ、ＦＲ）のＰＮ車両＊2

ＰＮ３：車両型式ＺＮ６(トヨタ８６)およびＺＣ６(スバルＢＲＺ)のＰＮ車両に限る＊2

ＰＮ４：気筒容積 1600 ccを超える２輪駆動（ＦＦ、ＦＲ）のＰＮ車両＊2

ＰＮ５：ＰＮ１～ＰＮ４に該当しないＰＮ車両＊2

Ｂ･ＳＣ１：気筒容積 1600 cc以下の２輪駆動のＢ/ＳＣ車両＊1/＊3

Ｂ･ＳＣ２：気筒容積 1600 ccを超える前輪駆動のＢ/ＳＣ車両＊1/＊3

ＰＮ５クラス（ＰＮ５）：ＰＮ１～ＰＮ４に該当しないＰＮ車両
（ＦＩＡ／ＪＡＦ公認発行年またはＪＡＦ登録年が２０１１年１月１日以降の車両）
Ｂ・ＳＣ１クラス（ＢＣ１）：気筒容積 1600 cc未満、２ 輪駆動のＢ・ＳＣ車両
Ｂ・ＳＣ２クラス（ＢＣ２）：気筒容積 1600 cc以上、前輪駆動のＢ・ＳＣ車両
Ｂ・ＳＣ３クラス（ＢＣ３）：気筒容積 1600 cc以上、後輪駆動のＢ・ＳＣ車両
Ｂ・ＳＣ４クラス（ＢＣ４）：BC1～BC３に該当しないＢ・ＳＣ車両

※Ｂ・ＳＣクラスにおいて２０２７年のみの経過措置として当該年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第１２条【タイヤ】は適用しない

２）ＪＭＲＣ中部タイトル認定シリーズクラス

Women's クラス ：全ての女性運転者

※部会は大会終了後、Women's クラスに該当する参加者に対して別途得点を与えるものとする。参加する車両クラス１位のベストタイムとのタイム差で順位を決定する。
タイム差が同じ場合は、同順位として同得点を与える。下位の者の順位は繰り上げない。

Ｂ・ＳＣ３：気筒容積 1600 ccを超える後輪駆動のＢ/ＳＣ車両＊1/＊3
Ｂ・ＳＣ４：４輪駆動のＢ/ＳＣ車両＊1/＊3
Ｄ ：Ｄ車両
＊1 の記号のあるクラスは当該年全日本ジムカーナ選手権統一規則 第２章 第２条
参加車両を適用する。（タイヤ規制等）
＊2 の記号のあるクラスは使用タイヤの制限を行う。
＊3 の記号のあるクラスは使用タイヤの緩和を行う。
その詳細については特別規則書に記載するものとする。

２）ＪＭＲＣ中部タイトル認定シリーズクラス

Ｌクラス ：全ての女性運転者
※ジムカーナ部会は大会終了後、Ｌクラスに該当する参加者に対して別途得点を与えるものとする。参加する車両クラス１位のベストタイムとのタイム差で順位を決定する。
タイム差が同じ場合は、同順位として同得点を与える。下位の者の順位は繰り上げない。

３）ＪＭＲＣ中部タイトル認定外競技クラス・認定外シリーズクラス

ヒストリック(箱Ｄ)クラス：詳細はヒストリッククラス実施要領による。
ただし、当該年度の当該シリーズ全戦に設けること。
ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権と併催の場合は除く。

２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権

１）ＪＭＲＣ中部タイトル認定競技クラス・認定シリーズクラス（１５クラス）

ST1 クラス（ST1）指定タイヤを装着した２輪駆動（ＦＦ／ＦＲ）のＰＮ車両（ＦＩＡ／ＪＡＦ公認発行年またはＪＡＦ登録年が２０１１年１月１日以降の車両)。

ST2 クラス（ST2）指定タイヤを装着した ST1 に該当しないＰＮ車両（ＦＩＡ／ＪＡＦ公認発行年またはＪＡＦ登録年が２０１１年１月１日以降の車両)。

ST3 クラス（ST3）指定タイヤを装着した２輪駆動（ＦＦ／ＦＲ）のＢ車両

ST4 クラス（ST4）指定タイヤを装着した ST1～ST3 に該当しない Ｂ車両

ＡＴ ：オートマチック限定免許で運転できる P/PN 車両

ＰＮ１クラス（ＰＮ１）：１５００ｃｃ未満で前輪駆動のＰＮ車両（ＦＩＡ/ＪＡＦ公認発行年またはＪＡＦ登録年が２０１８年１月１日以降の車両)。

ＰＮ２クラス（ＰＮ２）：１６００ｃｃ未満で２輪駆動（ＦＦ／ＦＲ）のＰＮ車両（ＦＩＡ／ＪＡＦ公認発行年またはＪＡＦ登録年が２０１１年１月１日以降の車両)。

ＰＮ**3** クラス（ＰＮ**3**)：車両型式ＺＮ６(トヨタ８６)およびＺＣ６(スバルＢＲＺ)のＰＮ車両

ＰＮ**4** クラス（ＰＮ**4**)：１６００ｃｃ以上の２輪駆動（ＦＦ／ＦＲ）のＰＮ車両 （ＦＩＡ／ＪＡＦ公認発行年またはＪＡＦ登録年が２０１１年１月１日以降の車両)

ＰＮ5 クラス（ＰＮ5)：ＰＮ１～ＰＮ4 に該当しないＰＮ車両（ＦＩＡ／ＪＡＦ公認発行年またはＪＡＦ登録年が２０１１年１月１日以降の車両)

Ｂ・ＳＣ１クラス（ＢＣ１)：気筒容積 1600 cc未満の２輪駆動のＢ・

２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権

１）ＪＭＲＣ中部タイトル認定競技クラス・認定シリーズクラス

ＡＴ ：オートマチック限定免許で運転できるＰ/ＰＮ/ＡＥ/ＲＢ車両＊2

ＣＰＮ１ ：２輪駆動でコストコントロールタイヤのＰＮ車両＊2

ＰＮ１ ：気筒容積 1500 cc以下の前輪駆動のＰＮ車両＊2

ＰＮ２ ：気筒容積 1600 cc以下の２輪駆動（ＦＦ,ＦＲ）のＰＮ車両＊2

ＰＮ３ ：車両型式ＺＮ６(トヨタ８６)およびＺＣ６(スバルＢＲＺ)のＰＮ車両に限る＊2

ＰＮ４ ：気筒容積 1600 ccを超える２輪駆動（ＦＦ,ＦＲ）のＰＮ車両＊2

ＰＮ５：ＰＮ１～ＰＮ４に該当しないＰＮ車両＊2

ＣＲＢ１ ：２輪駆動でコストコントロールタイヤのＲＢ車両＊2

ＲＢ１・２：２輪駆動のＲＢ車両＊2

ＲＢ２０００：気筒容積 2000cc 以下の自然吸気エンジンの後輪駆動のＲＢ車両＊2

（車両規定はＲＢ２０００車両規定を運用する）2

ＲＢ３ ：４輪駆動のＲＢ車両＊2

Ｂ･ＳＡ１：気筒容積 1600 cc以下の２輪駆動のＢ/ＳＡ/ＳＡＸ車両

Ｂ･ＳＡ２：気筒容積 1600 ccを超える２輪駆動のＢ/ＳＡ/ＳＡＸ車両

Ｂ･ＳＡ３：４輪駆動のＢ/ＳＡ/ＳＡＸ車両

ＳＣ･Ｄ ：ＳＣ車両およびＤ車両

但し、予想参加台数に応じて、各シリーズにクラスを統合することが出来る。

＊2 の記号のあるクラスは下記条件を含み使用タイヤの制限を行う。

ＲＢ車両：当該年国内競技車両規則 第３編スピード車両規定第７章スピードＢ車両規定にて課せられている以外に、当該年全日本ジムカーナ選手権統一規則 第２章第２条 参加車両 7）Ｂ車両に適合した車両で下記①②を満足した車両とする。

ＳＣ車両
Ｂ・ＳＣ２クラス（ＢＣ２）：気筒容積 1600 cc以上の前輪駆動のＢ・ＳＣ車両
Ｂ・ＳＣ３クラス（ＢＣ３）：気筒容積 1600 cc以上の後輪駆動のＢ・ＳＣ車両
Ｂ・ＳＣ４クラス（ＢＣ４）：BC1～BC３に該当しないＢ・ＳＣ車両
Ｄ ：Ｄ車両
①ST クラスの指定タイヤメーカー、銘柄、各種規定は別途公示する。
②Ｂ・ＳＣクラスは当該年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第１２条【タイヤ】は適用しない。ただし通称Ｓタイヤの装着は禁止する。その詳細は別途公示する。
③D クラスは当該年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第１２条【タイヤ】は適用しない。

２）ＪＭＲＣ中部タイトル認定シリーズクラス

Women's クラス ：全ての女性運転者

※ジムカーナ部会は大会終了後、Women's クラスに該当する参加者に対して別途得点を与えるものとする。参加する車両クラス１位のベストタイムとのタイム差で順位を決定する。
タイム差が同じ場合は、同順位として同得点を与える。下位の者の順位は繰り上げない。

３）ＪＭＲＣ中部タイトル認定外競技クラス・認定外シリーズクラス

①ＥＸクラス：ミドル選手権に参加できない上級者を対象に、EX クラスを設ける。（ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権と併催の場合は除く）
②その他併設クラスとして、ＪＡＦ規定内で自由にクラスを設ける事が出来る。（ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権と併催の場合は除く）

ＰＮ車両：当該年スピードＰＮ車両規定に適合した車両で下記②を満足した車両とする。
ＣＰＮ車両：当該年スピードＰＮ車両規定に適合した車両で下記③を満足した車両とする。
ＣＲＢ車両：ＲＢ車両で下記①③を満足した車両とする。
① タイヤサイズ
競技会開催場所内に限り、タイヤおよびホイールサイズを規制なく変更することができる。
ただし、最大負荷能力は満足すること。
② 使用タイヤの制限
通称Ｓタイヤの装着を禁止する。その詳細は特別規則書に記載する。
③ コントロールタイヤの使用
その詳細は「当該年 JMRC 中部ジムカーナ_コントロールタイヤクラス」に記載する。

２）ＪＭＲＣ中部タイトル認定シリーズクラス

Ｌクラス ：全ての女性運転者
※主催者は大会終了後、Ｌクラスに該当する参加者に対して別途得点を与えるものとする。
参加する車両クラス１位のベストタイムとのタイム差で順位を決定する。
タイム差が同じ場合は、同順位として同得点を与える。下位の者の順位は繰り上げない。

３）ＪＭＲＣ中部タイトル認定外競技クラス・認定外シリーズクラス

ＥＸクラス：ミドル選手権に参加できない上級者を対象に、エキスパートクラスを設ける。
その他併設クラスとして、ＪＡＦ規定内で自由にクラスを設ける事が出来る。
ただし、当該年度の当該シリーズ全戦に設けること。
ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権と併催の場合は除く

第１１条 参加資格

１．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権

１）当該年度有効なＪＡＦ競技運転者許可証所持者とする。

２）競技に有効な傷害保険または共済に加入していること。（死亡時５００万円以上）

２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権

１）ＪＭＲＣ中部タイトル認定競技クラス

当該年度有効なＪＡＦ競技運転者許可証所持者とする。

ただし、当該年度全日本ジムカーナ選手権シードドライバーは、参加することが出来ない。

２）ＪＭＲＣ中部タイトル認定外競技クラス

当日有効な自動車運転免許証所持者とする。

３）競技に有効な傷害保険または共済に加入していること。

（死亡時５００万円以上）

第１２条 参加人数

１．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権：１２０名までとする。（併設クラスを除く）

コースによって台数を制限する場合は、特別規則書または、参加申込み開始前に公式通知で提示する。

２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権：１５０名までとする。（併設クラスを除く）

※部会が認めた中部地区以外で開催する競技会では、人数の制限を設けない。

第１１条 参加資格

１．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権

１）当該年度有効なＪＡＦ競技運転者許可証所持者とする。

２）競技に有効な傷害保険または共済に加入していること。（死亡時５００万円以上）

２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権

１）ＪＭＲＣ中部タイトル認定競技クラス

当該年度有効なＪＡＦ競技運転者許可証所持者とする。

ただし、当該年度全日本ジムカーナ選手権シードドライバーは、参加することが出来ない。

２）ＪＭＲＣ中部タイトル認定外競技クラス

当日有効な自動車運転免許証所持者とする。

３）競技に有効な傷害保険または共済に加入していること。

（死亡時５００万円以上）

第１２条 参加人数

１．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権：１５０名までとする。（併設クラスを除く）

コースによって台数を制限する場合は、特別規則書または、参加申込み開始前に公式通知で提示する。

２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権：１５０名までとする。（併設クラスを除く）

３．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権とミドル選手権が併催する場合は人数の制限を設けない。

※ジムカーナ部会が認めた中部地区以外で開催する競技会では、人数の制限を設けない。

第１３条 シリーズおよび競技の成立

１．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権

１）ＪＭＲＣ中部タイトル認定競技クラス・認定シリーズクラス

当該年ＪＡＦ日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に準ずる。

２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権

１）シリーズの成立

各クラスとも３回の開催でシリーズ成立とする。

２）競技の成立

各クラス３名の参加受理でクラス成立とする。

第１４条 競技会の延期、中止、非開催

正当な理由無く開催しなかったオーガナイザーに対しては、次年度の選手権の登録申請を認めない場合がある。

第１５条 規則違反

競技会において規則違反が有った場合、当該違反者に対して罰則を適用する場合がある。

第１６条 選手権保持者の認定

１．ＪＭＲＣ中部は各クラス上位６名を選手権保持者として認定する。

但し、参加人数の少ないクラスに関しては認定人数を削減する場合がある。

２．得点合計の対象

１）ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権

当該年ＪＡＦ日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定に準ずる。

２）ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権

得点合計の対象は、成立した当該クラスの競技会８０％（小数点以下四捨五入）

とし、高得点順に合計する。ただし、得点合計の対象が３競技会に満たな

第１３条 シリーズおよび競技の成立

１．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権

１）ＪＭＲＣ中部タイトル認定競技クラス・認定シリーズクラス

当該年ＪＡＦ日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に準ずる。

２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権

１）シリーズの成立

各クラスとも３回の開催でシリーズ成立とする。

２）競技の成立

各クラス３名の参加受理でクラス成立とする。

第１４条 競技会の延期、中止、非開催

正当な理由無く開催しなかったオーガナイザーに対しては、次年度の選手権の登録申請を認めない場合がある。

第１５条 規則違反

競技会において規則違反が有った場合、当該違反者に対して罰則を適用する場合がある。

第１６条 選手権保持者の認定

１．ＪＭＲＣ中部は各クラス上位６名を選手権保持者として認定する。

但し、参加人数の少ないクラスに関しては認定人数を削減する場合がある。

２．得点合計の対象

１）ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権

当該年ＪＡＦ日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定に準ずる。

２）ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権

得点合計の対象は、成立した当該クラスの競技会８０％（小数点以下四捨五入）

とし、高得点順に合計する。ただし、得点合計の対象が３競技会に満たな

い場合は、すべての競技会が得点の対象となる。
３．複数の競技者が同一得点を得た場合
当該年ＪＡＦ日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に準ずる。

第１７条 得点基準
１．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権
当該年ＪＡＦ日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に準ずる。
２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権
当該年ＪＡＦ日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に準ずる。

第１８条 賞の授与
ＪＭＲＣ中部は選手権保持者として認定された者に対し賞典を与える。

第１９条 参加申込に関する規定
１．受付期間
１）ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権：開催日の１ヶ月前から１４日前までとする。
例：開催日 ２０２７年4月 5日
受付開始日 ２０２７年3月 5日
受付締切日 ２０２７年3月２５日
２）ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権：開催日の１ヶ月前から１０日前までとする。
ジムカーナ選手権とミドル戦が併催する場合はジムカーナ選手権に合わせてもよい
２．受理基準
１）ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権
参加申込締切り後、ＪＭＲＣ中部ジムカーナシリーズ指導要綱に基づく選考を行い上級者より受理する。
２）ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権

い場合は、すべての競技会が得点の対象となる。
３．複数の競技者が同一得点を得た場合
当該年ＪＡＦ日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に準ずる。

第１７条 得点基準
１．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権
当該年ＪＡＦ日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に準ずる。
２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権
当該年ＪＡＦ日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に準ずる。

第１８条 賞の授与
ＪＭＲＣ中部は選手権保持者として認定された者に対し賞典を与える。

第１９条 参加申込に関する規定
１．受付期間
１）ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権：開催日の１ヶ月前から１４日前までとする。
例：開催日 ２０２６年4月 5日
受付開始日 ２０２６年3月 5日
受付締切日 ２０２６年3月２５日
２）ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権：開催日の１ヶ月前から１０日前までとする。
ジムカーナ選手権とミドル戦が併催する場合はジムカーナ選手権に合わせてもよい
２．受理基準
１）ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権
参加申込締切り後、ＪＭＲＣ中部ジムカーナシリーズ指導要綱に基づく選考を行い上級者より受理する。
２）ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権

先着順に受理する。（ポイント獲得者の優遇は行わない。）

第２０条 参加費

各シリーズとも統一参加料が望ましい。

第２１条 保険

オーガナイザーは、ＪＡＦ規定に基づく傷害保険(共済制度を含む)を付保すること。

オーガナイザーは、ＪＭＲＣ中部指導に基づく主催者賠償責任保険を付保すること。

第２２条 シリーズ表彰

原則としてＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権、ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権共にＪＭＲＣ中部が企画、**運営**し表彰対象者を表彰する。

１）選手権毎に表彰式会場を変える場合、選手権初戦申し込み開始日の前日までに公示すること。尚、その場合の表彰式の企画、運営は部会が担うものとする。

２）表彰式に本人または代理人の出席が無い場合は表彰および賞典を受け取る事が出来ない。

３）シリーズの順位はシリーズ最終戦までにＪＭＲＣ中部に加盟しているクラブ,団体に所属し、競技参加した者に与えられる。未所属の場合はシリーズ順位が抹消される。（シリーズ順位の繰り上げは行わない）

先着順に受理する。（ポイント獲得者の優遇は行わない。）

第２０条 参加費

各シリーズとも統一参加料が望ましい。

第２１条 保険

オーガナイザーは、ＪＡＦ規定に基づく傷害保険(共済制度を含む)を付保すること。

オーガナイザーは、ＪＭＲＣ中部指導に基づく主催者賠償責任保険を付保すること。

第２２条 シリーズ表彰

１．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権

１）ＪＭＲＣ中部が企画し表彰対象者を表彰する。

２）表彰式に本人または代理人の出席が無い場合は表彰および賞典を受け取る事が出来ない。

３）シリーズの順位はシリーズ最終戦までにＪＭＲＣ中部に加盟しているクラブ,団体に所属し、競技参加した者に与えられる。未所属の場合はシリーズ順位が抹消される.（シリーズ順位の繰り上げは行わない。）

２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権

１）シリーズのオーガナイザーが企画し表彰対象者を表彰する。

２）シリーズ１位の者はＪＭＲＣ中部より表彰される。（ＪＭＲＣ中部認定クラスのみ）

３）表彰式に本人または代理人の出席が無い場合、表彰および賞典を受け取る事が出来ない。

４）シリーズの順位は最終戦までにＪＭＲＣ中部に加盟しているクラブ，団体に所属し、競技参加した者に与えられる。未所属の場合はシリーズ順位が抹消され､下位の者に繰り上げられて与

第２３条 シリーズ協力金

ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権、ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権共に協力金の徴収額および使途については部会で決定する。

１）主催者は期限内にシリーズ事務局へ協力金を支払わなければならない。

２）シリーズ事務局はＪＭＲＣ中部へ認定クラス分、規定のタイトル料を支払うこと。

第２４条 審査委員会

１．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権

１）審査委員会メンバーはＪＭＲＣ中部派遣の２名を含む２名以上で構成すること。

２）ＪＭＲＣ中部審査委員グループへ審査委員派遣費用として１大会につき４万円を負担すること。

２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権

ミドル選手権の審査委員会メンバーは、主催者で協議した２名以上で構成し、事前に部会の承認を受けること。

第２５条 付 則

１．選手権の成績優秀者は、ＪＭＲＣ全国オールスタージムカーナおよび西日本フェスティバルに出場する権利を有する。詳細については別に広報する。

２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権の成績優秀者を部会で審議し、翌年のＪＭＲＣ中部シードドライバーとして認定する。

えられる。

第２３条 シリーズ協力金

１．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権

協力金の徴収額および使途についてはＪＭＲＣ中部ジムカーナ部会で決定する。

主催者は期限内にシリーズ事務局へ協力金を支払わなければならない。

２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権

協力金の徴収額および使途についてはシリーズのオーガナイザーが決定する。

シリーズ事務局はＪＭＲＣ中部へ認定クラス分、規定のタイトル料を支払うこと。

第２４条 審査委員会

１．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権

１）審査委員会メンバーはＪＭＲＣ中部派遣の２名を含む２名以上で構成すること。

２）ＪＭＲＣ中部審査委員グループへ審査委員派遣費用として１大会につき４万円を負担すること。

２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権

ミドル戦の審査委員会メンバーは、シリーズ主催者で協議した２名以上で構成し、事前にジムカーナ部会の承認を受けること。

第２５条 付 則

１．シリーズの成績優秀者は、ＪＭＲＣ全国オールスタージムカーナおよび西日本フェスティバルに出場する権利を有する。詳細については別に広報する。

２．ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権の成績優秀者を部会で審議し、翌年のＪＭＲＣ中部シードドライバーとして認定する。

３．競技会の安全運営の徹底と安全意識の高揚を図るために、ＪＭＲＣ中部運営委員会が認定した認定救急安全委員を１名以上常任させること。
４．本規定に疑義が生じた場合は、部会で審議しＪＭＲＣ中部運営委員会の承認を得た結果を最終とする。
５．本選手権規定は２０２７年１月１日から施行する。

以上

３．競技会の安全運営の徹底と安全意識の高揚を図るために、ＪＭＲＣ中部運営委員会が認定した認定救急安全委員を１名以上常任させること。
４．本規定に疑義が生じた場合は、ＪＭＲＣ中部ジムカーナ部会で審議しＪＭＲＣ中部運営委員会の承認を得た結果を最終とする。
５．本選手権規定は２０２５年１月１日から施行する。 以上